

		※ 処理 事項	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申 告 区 分
法 人 名		法 人 番 号		事 業 年 度		平 成 年 月 日 から 平 成 年 月 日 まで	

資 本 金 等 の 額 に 関 す る 計 算 書

1．内国法人の資本金等の額に関する計算

収 入 金 額 課 税 事 業 を あ わ せ て 行 う 法 人									
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑳、㉔若しくは㉖	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③／④	②						期末の総従業員数	④	
特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 税 事 業 を あ わ せ て 行 う 法 人									
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤－同表⑩)／同表⑤	⑬	%
差引 ⑤－⑥	⑦						非課税事業をあわせて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩／同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪／同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭	人
再差引 ⑦－⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従 業員数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭／⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2．特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係							法附則第9条第1項関係						
資本金等の額 別表5の2下表3⑭	⑮	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑮	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑯						法附則第9条第1項に係る額 ⑮×2	⑮					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑰						法 附 則 第 9 条 第 4 項 から 第 7 項 及び平成28年改正法附則第5条第14項関係						
仮計 ⑮+⑰－⑱	⑱						月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は (⑱－⑲)	⑲	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑲						課税標準の特例に係る控除割合	⑲				—	
資本準備金の額	⑳						未収金の帳簿価額	㉑					円
仮計 ⑲+㉑	㉒						総資産価額	㉒					
⑱と㉒のいずれか大きい額	㉓						平成28年改正法附則第5条第14項に係る額	㉓	兆	十億	百万	千	円
							課税標準の特例に係る控除額 (㉓×㉒)、(㉓×㉒／㉒) 又は㉓	㉔					

3．外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従 業員数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑／㉒	㉑						期末の総従業員数	㉒	
差引 ㉑－㉒	㉒						非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉑×㉒／㉓	㉓						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉓	人
控除額計 ㉑+㉓	㉔						国内における事務所又は事業所の期末の従 業員数	㉔	

第六号様式別表五の二の三（提出用）
（用紙日本工業規格A4・ローズ色）
（第五条関係）